

平成18年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成18年3月24日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第2号 本巢市国民保護協議会条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第5 議案第4号 本巢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 本巢市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想について
- 日程第25 議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算について
- 日程第26 議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算について

- 日程第28 議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算について
 日程第29 議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
 日程第30 議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算について
 日程第31 議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算について
 日程第32 議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について
 日程第33 議案第48号 本巢市教育センター条例の一部を改正する条例について
 日程第34 議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について
 日程第35 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35まで

追加日程第1 議案第50号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	参与	溝口義弘
			教育委員会
教育長	高橋茂徳	事務局長	堀部秀夫

産業建設部長 服部次男
健康福祉部長 宇部利数
企画部長 高橋武夫
上下水道部長 林賢一

林政部長 藤原俊一
市民環境部長 島田克廣
総務部長 土川隆

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪内博
議会書記 杉山昭彦

議会書記 今村光男

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 黒田芳弘君と2番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

総務企画委員会からの報告をさせていただきます。

3月14日午前9時から、本庁舎の第1委員会室におきまして総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、土川総務部長、高橋企画部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求め、付託案件10件と審査案件2件について慎重に審査いたしました。

初めに、総務関係の付託案件、議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、11号、47号及び審査案件、議案第27号、議案第40号、続きまして企画部関係の審査案件、議案第27号、議案第40号について審査を行いました。

行政改革の項目としまして、1. 消防について、2. 公共交通機関について、3. 光ファイバーについて、以上3項目について、今後、当委員会で検討することを確認いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

3月15日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名とオブザーバーとして議長が出席し、議案説明のための内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、溝口参与、堀部教育委員会事務局長、宇野健康福祉部長、島田市民環境部長、藤原根尾総合支所長ほか関係職員の出席を求め、付託案件14件、審査案件2件について慎重に審査をいたしました。

初めに、教育委員会関係の付託案件、議案第48号、議案第49号及び審査案件、議案第27号、40号、続いて健康福祉部関係の付託案件、議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号及び審査案件、議案第27号、40号、続きまして市民環境部関係の付託案件、議案第12号、13号、14号、41号、42号及び審査案件、議案第27号、40号について審査を行いました。

なお、「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書については、全員賛成でしたので、発案書として取り上げることにしましたので報告をいたします。さきの全員協議会で議会運営委員長から報告がありましたとおり、追加日程として発案書として提出させていただいておりますので、的確なる御判断をいただければありがたいというふうに思っております。

次に行政改革特別委員会からの案件で、1. 留守家庭保育について、2. 保健センターについて、3. 給食センターについて、以上3項目については、今後、当委員会で検討することを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

産業建設委員会からの御報告をいたします。

3月16日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件、審査案件2件について慎重に審査いたしました。

初めに、産業建設部、林政部関係の付託案件、議案第10号、議案第22号及び審査案件、議案第27号、議案第40号に続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第43号、44号、45号、46号及び審査案件、議案第27号、議案第40号について審査をいたしました。

行政改革項目として、1番、指定管理者制度とうすずみ温泉の活性化について、2点目、主要幹線道路の整備促進及び管理について、以上2項目について、今後、当委員会で検討することを確認いたしました。

午後から、本巢市南部ふれあい会館建築予定地、西部連絡道路見延地内、曾井中島地内踏切改良工事予定地の現地視察を行いました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

続いて、市長より行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、アスベストについてでございます。アスベスト対策につきましては、議会初日の行政報告におきまして、弾正小学校のアスベストの除去工事の経過につきまして御説明をさせていただきましたが、除去後の空気中のアスベストの飛散状況を調査する環境測定調査の結果報告書が3月13日に提出されましたので、その内容について御報告させていただきます。

検査いたしましたのは、ブロア室内3カ所、ブロア室外1カ所の4カ所でございます。調査の結果は、いずれも大気中1リットル中に0.9本が1カ所、0.5本が2カ所、0.2本が1カ所という結果でありました。アスベスト濃度の基準は、大気1リットル中10本となっております。また、自然界にありますアスベストの濃度というのは0.19本から2.83本でありまして、調査結果はこの自然界のアスベスト濃度の範囲内以下でありますので、危険はなく安全であるということですので、御報告いたします。

次に、東海環状自動車道についてでございますが、最近のマスコミ報道によりますと、東海環状自動車道西回りルートの御望山トンネルについて専門家や地元住民の代表の方等で構成される検討会におきまして、トンネルの安全性が確認できないということで計画の再検討を求める報告書が取りまとめられたところでございます。この東海環状自動車道の糸貫インターチェンジにつきましては、旧糸貫町におきまして地域の活性化に結びつけるためにインターチェンジを生かす長期的なビジョンと戦略が必要であるとの考えから、平成12年度から14年度の3カ年で糸貫インター活用まちづくり構想を策定いたしました。構想を策定するに当たりましては、住民や企業の意見を把握するためアンケート調査を実施するとともに、糸貫町まちづくり計画審議会で御審議をいただきまして、高速道路を活用した地域振興の方向や二つの開発コンセプトを掲げております。

その一つは、工業・生産物流基地を形成し、地域産業の総合的振興を図る拠点を形成するというものであり、もう一つは、東西南北に新しい生活文化や情報を発信する広域交流タウンを形成するというものでございます。この構想の内容につきましては、糸貫インターチェンジが具現化される中で、再度、議会を初め本巢市として検討していただくものでございます。

この御望山ルートのあり方につきましては、今後、国土交通省で検討されることとなっておりますが、たとえ御望山トンネルのルートが変更された場合でも、糸貫インターチェンジ初め本巢市側のルートまでが変更とならないよう、国等に強く要望していきたいと考えております。

次に、県道藤橋・根尾線についてでございますが、県道藤橋・根尾線につきましては今年の市議会12月定例会の一般質問におきまして、長期間にわたって通行不能の期間が続いているとの御指

摘をいただいております。市といたしましては、今月6日に糸貫分庁舎におきまして、県の岐阜及び揖斐両建設事務所、揖斐川町、本市の関係者によりまして研究会を開催し、県道藤橋・根尾線の整備促進について検討をいたしました。この県道は、国道157号線と徳山ダムを結ぶ路線でありまして、今後、根尾地域の観光振興を初め、観光ルートとして重要であると考えております。揖斐川町を初めとして西濃地域におきましても、徳山ダムを活用した広域交流産業振興策を検討されております。県道藤橋・根尾線はますます重要な路線となってまいります。今後、揖斐川町と連携を密にしまして、藤橋・根尾線の研究会におきまして現地視察及び整備に関する方針を検討し、整備促進するための協議会を設立し、早期改良を県に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、早春淡墨桜浪漫ウオークについてでございますが、毎年3月に開催しておりますこのウオークはことしで9回目でありまして、先日18、19日の2日間にわたって開催いたしました。第1日目は、一宮市から淡墨桜までを歩く60キロコースを初め各7コースに1,434の方が、また2日目は雪のちらつく寒い日であったわけですが、市内3コースに381の方が参加され、参加者は2日間合計で1,815人となりまして、去年の1,359人を大きく上回りました。

特にことしは、「さくらリーグ」に加盟し、全国から多くの参加者があったほか、「本巣歩こう会」を設立し、市民の方々、市議会議員や市職員も含め約200人に参加をいただくとともに、「日本さくらの女王」や「さくらリーグ」加盟市による調印式、日本さくらの会から寄贈を受けましたクシロエヤザクラ、愛媛県のコウヨウザクラの記念植樹及び記念レセプションを開催いたしました。今後、さらに全国的な規模のウオーキング大会となるようPRをしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第2号から日程第10 議案第9号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、議案第2号 本巣市国民保護協議会条例についてから日程第10、議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第9号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

報告をさせていただきます。

議案第2号 本巣市国民保護協議会条例については、質問はありませんでした。

議案第3号 本巣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、事務分掌と

担当課についての質問がありました。事務分掌については防災事務で、担当課については総務課でという答弁がなされました。

議案第4号 本巣市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、事務機の耐用年数5年についての質問に、パソコン、コピー等はリースであり、契約の関係で5年にしました。また、5年にすることにより財政上メリットがあり、財政上の負担が単年度であるため、急激に負担にならないよう設定したものであると答弁がありました。

議案第5号 本巣市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、子ども大切課の名称についての質問に、市長さんから、子供は大切であるという意味で名づけた、課の名称に気持ちをあらわしたと答弁されました。

議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、勤務評定による昇給はどのぐらいかとの質問に、総務課長から、現在使用しているのは、12月、6月の期末勤勉のときに勤務評定制度を利用しているとの答弁でありました。

勤務評定の研修を行うということであるが、新年度に向けて評価基準を見せてほしいとの質問に、総務課長から、まず自己評価をして、上司の評価を行う。国・県に準じたものであり、全職員に制度説明を行うと答弁がありました。

市職員は民間に比べのんびりしている。給料が安い。給料を上げないと優秀な職員が集まらない。職員のやる気の出る制度づくりが必要ではないかとの質問に、市長さんから、本巣市の給料は他市に比べて低い方ではない。給料が低いから優秀な職員が集まらないわけではないと答弁がありました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、報酬アップの部分についての質問に、総務課長より他市の資料を配付されました。

議案第8号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、費用弁償を2,800円から2,000円とする理由についての質問に、総務部長から、県内他市の状況を参考にした。また、消防団への説明も十分ではなかったことを深く反省しているということでございました。

以上、議案第2号から議案第9号まで、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、報告します。

○議長（上谷政明君）

議案第2号 本巣市国民保護協議会条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

では、反対討論を行います。

この国民保護法を含む有事法制について、日本弁護士連合会はこのような会長声明を発表しています。一般に有事のときのみ作用するものではなく、平時においても国民の権利・自由を規制する危険性を有するものである。当連合会は、平時においても有事法制の名のもとに憲法が保障する人権が規制され、国民主権がないがしろにされたりすることのないように、有事法制のあり方や運用について、憲法の視点から今後も引き続き厳しく検証していく決意であるというふうに声明で述べています。

議案を付託する前の質疑の中で申し上げましたように、政府が武力攻撃があるかもしれないという判断をすることによって、この有事態勢が発動していくという非常に危険なものであります。こうした予測ということではいろいろ考えてみますと、例えばあのイラク戦争、これはアメリカが大量破壊兵器があるという予測のもとに攻撃をしかけた。それに日本も同調していったというものであります。結果的には、大量破壊兵器はなかったということが明らかになっています。こうしたアメリカ軍や、あるいは自衛隊の活動を何よりも優先して、国民の権利を制限することが十分起こり得る。それがこの国民保護法、そして有事法制の態勢だということを弁護士連合会も述べているわけであります。

そうした観点から、あるいは憲法上の問題も含めて、こうした国民保護法に関連する条例、あるいは当初予算にも出てまいりますけれども、そうしたものについては全体として反対をしていかなるを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（上谷政明君）

原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

国で国民保護法というのができまして、それに対して本巢市としてどう対処するかということでもあります。協議会というのは諮問機関でありますので、本巢市の住民の安心・安全を確保するために我々としては諮問機関を置く必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第2号 本巣市国民保護協議会条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 本巣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第3号 本巣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 本巣市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第4号 本巢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この条例改正については、付託前に転地手当の問題、あるいは勤務評定の問題について指摘をいたしました。さらにそれ以降いろいろ考えておまして、2点お伺いしたいというふうに思います。

一つは、今度の給与改定の中身を見ておきますと、多くの職員がマイナスになり、そして今現在の給与の水準になるには経過措置があつて、何年か現在の給与を保証するということになっておりますけれども、そこから少しでもプラスになるためには何年かかかるというのが現実だと思うんですね。その間は、一部の人を除いては本当に昇給ストップという実態が生じてくるのではないかとこのように思います。そうすれば、今の日本の経済が若干でも上向いているという中で世の中の景気がよくなっていく中でも職員給与は抑えられ続けることになるのではないかとこのように今度の条例改正の中身を見ていて思うんですが、このあたりはどうなのかということと、もう一つは、

旧4町村の状況の違いによって、現在の同じような状況の職員の中で格差が生まれているというのが現実だろうと思いますが、今度の改定をすることによって、そうした格差の是正が困難になってくるのではないかという気がいたしますが、その点はどうか、2点お伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

1点目の新たな給与構造改革につきましては、昨年8月に人事院から国家公務員に対して勧告があったということに準じまして、本巢市の職員につきましても、給与構造の、いわゆる給料表の改定をしていくということでありまして、制度上、先ほど御質問されたようなことでもあります。これにつきましては、現時点ではやむを得ないかなということ認識しております。

2点目の、旧4町村における職員の合併後の、いわゆる給料の格差についてであります。この格差の是正につきましては当然これからしていかなければならないと考えております。どうした方法で是正するかということではありますが、今度、新たな昇給制度が導入されたということでもあります。勤務評定を5段階に分けて実施するということではありますが、そういった制度の運用の中で今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

簡単に申し上げますが、今質問したことについて、現時点ではやむを得ないかというお話でございますが、そういうことで、結局、職員の間にはいろんなあつれきを生む心配も一方ではあります。さらに、先ほど申し上げたように、何年かの間、長い人は退職するまでそうかもしれない、そういう昇給ストップになり得るという意味からも、やはり今回の改定には同意しかねるということで反対をしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

世間におきましては、バブル崩壊後、各会社、本当に身を削ってやってきております。その中に

は給料削減、それから人を削ったりとか、いろいろやりながら今の状態があると思っております。この合併前に各町村で遡及問題が出てきた。あのとき、本当に三、四年前から、こういうところで給料を少なくするというふうな問題が出てきたかに思っております。だから、今こういうふうに景気が上向いている中で何でかということは今言われましたが、もう世間ではずうっと前から減っているという事実でありますので、そこら辺は上の方々のきちっとした判断に任せた中で上がったか下がったりすることはいたし方ないし、それは当たり前のことだと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第10号 本巣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議案第10号 本巣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第11号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

議案第11号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、改正部分の説明をしてほしいとの質問に、藤原根尾総合支所長から、運行路線及び路線延長の見直しが主なものであります。運行区域は、松田線の起点の変更及び松田・奥谷循環線の運行を設けた。また、能郷線の路線見直しによる改正でありますとの答弁でありました。

今回改正した理由についての質問に、藤原根尾総合支所長から、市民からの要望ではないが、

小学校、診療所の利便性を考え、改正するものであると答弁がありました。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、報告します。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第12号から日程第22 議案第21号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第13、議案第12号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第21号 本巣市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第12号から議案第21号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

ただいま議題となりました議案第12号から議案第21号まで、文教福祉委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

議案第12号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

次に、議案第13号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、根尾地域で入院を必要としている患者については今後どうするのか、また訪問看護はどうなるのかとの質問に対し、入院している方、これから入院されようとしている方については、他の医療機関を紹介いたします。また、訪問看護ができるように対応を考えていきたいとの答弁でありました。

次に、議案第14号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、質

問はありませんでした。

議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例については、指定管理者制度の移行は社会福祉協議会を考えているのかとの質問に対し、地域に密着している社会福祉協議会を考えていますとの答弁でありました。

次に、議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、定員が20名から15名となっているが、現状に合わせて減員することでよいのかとの質問に対し、そのとおりですとの答弁でした。

議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例については、入浴サービスは民間が根尾までサービスに行っているというようなことで廃止するということであるが、入浴サービスの現状についての質問に対し、社会福祉協議会に委託していますとの答弁でありました。

議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、満 100歳で10年以上本市に在住するということであるが、5年以上でよいのではないかという質問に対し、地域に溶け込んでいただくという目的もあり、10年以上にしたいとの答弁でした。なお、5年から10年にする事には反対との意見がありました。

以上、議案第12号から議案第21号まで、それぞれの議案に対し討論を省略し、採決した結果、議案第12号から第20号までは全会一致で可決すべきものでありました。議案第21号については、賛成多数により原案どおり可決すべきものであると決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩します。

55分から再開します。

午前10時32分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（上谷政明君）

再開をします。

議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決

することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

先ほど委員長報告で、根尾デイサービスセンター、また糸貫デイサービスセンターは、現状に合わせて15人にするという報告がありました。委員会の中で20から15人とするということで、現状に合わせたということですが、これが希望者がふえて15人以上になるとか、そういうようなこともあるという予想もされますし、現実には真正と糸貫は人口もほとんど一緒なのに、真正は30人でやっておいて、糸貫は今度15人にしていくということで、その辺の原因というか、そのようなことは委員会で話し合いをされたかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

定員の問題については議論がありましたけれども、将来方向については予算との兼ね合いがありますので、正確を期すためには担当部長からの答弁をいただいた方がいいと思いますので、その点については執行部の方から御答弁をお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

御答弁申し上げます。

この改正におきましては、今御発言のとおり、根尾デイサービスセンター、糸貫デイサービスセンターの定員を20名から15名にするものでございますが、これは今の17年の利用実績に基づきまして、定員を15名に下げさせていただいたということでございます。ただし、これは介護員の関係もございまして、15名以上を超えますと5名ごとに1人ずつ介護員が要ることになっております。そういった意味で、今の現状を踏まえまして15名に定員の減をさせていただいたものでございますし、またこういった状況につきましては、当然、努力によってまたふえる部分もあるかと思っております。そのときには適正に対応しながら、またこういった定員を増していくといった考え方で、今回、定員の減をさせていただいたものでございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第18号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第21号 本巣市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第23、議案第22号 本巣市市営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第22号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議案第22号 本巣市市営駐車場条例の一部を改正する条例については、委員、質問なく、全会一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第22号 本巣市市営駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第24、議案第27号 本巣市第1次総合計画基本構想についてを議題といたします。

議案第27号については、各常任委員会に審査をお願いしてありましたので、各常任委員長から審査の報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

議案第27号 本巣市第1次総合計画基本構想について、広報に公表されたアンケートに市民の意見を反映した部分があったら説明してほしいという質問がありました。担当課の方からですが、審議会などへの女性登用、公募委員登用、地域座談会の充実、市民意見箱の設置、地区公民館活動支援の中で市民の意見を吸い上げて実施していきたいとの答弁でございました。

委員会では以上のような審査内容でありました。以上、報告します。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となっております議案第27号について、本委員会での質疑についてはありませんでしたので、報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議案第27号 本巣市第1次総合計画基本構想については、委員会では質疑ありませんでした。御報告申し上げます。

○議長（上谷政明君）

以上で各常任委員長からの審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第25、議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

議案第40号については、各常任委員会に審査をお願いしてありましたので、各常任委員会委員長から審査の報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

ただいま議題となっております議案第40号の審査の内容を報告します。

平成18年度本巢市一般会計予算のうち、総務部、企画部、根尾総合支所、議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算についてでございます。

コンビニ収納システム開発料が計上してあるが、内容について説明してほしいという設問に、市内18ヵ所で軽自動車税の収納を試行的に予定しているとの答弁でございました。

また、县市町村職員研修センター海外研修についての質問に、自治大学研修1名、海外研修（ヨーロッパ）を1名予定しているとの答弁でございました。

地域情報化調査委託料の中で、アンケート調査は十分研究して実施してほしいとの質問に、よく研究して実施したい。また、アンケートについては、インターネット、テレビ受信状況等、現状を把握するように考えているとの答弁でございました。

委員会では以上のような審査内容でありました。以上、報告します。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

ただいま議題となっております議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算のうち、教育委員会、健康福祉部、市民環境部及び根尾総合支所に属する予算についての詳細説明と、並びに行政改革大綱の実施計画における18年度実施分の関係で予算に反映されている部分についての詳細な説明を受けた後、質疑を行いました。

主な質疑の内容について御報告を申し上げます。

学校給食センターの場所など、どうなっているかという質問に対し、給食センターは本巢、糸

貫、真正地区の統合を考えていますと。また、場所についてはまだ特定はしていないという答弁でありました。

給食センターの民営化についてどう検討されたかの質問に対して、市長から、現在16名の正職員がいます。当面は市の運営で行わざるを得ない状態で、外部委託は難しいという答弁でありました。

それから、サマーフェスタ真正ふれあい祭りが統合される中で、予算がふえているのはなぜかという質問に対し、ふれあい祭りは従来商工会から補助金をもらっていたが、合併により商工会の補助金が削減されたためによる増であるとの答弁でありました。

能郷白山ファミリー登山廃止について、地元の方は了解しているのかとの質問に対し、ここ2年天候等により中止となっている。また、参加者が少ないため廃止の方向で進んでいるという答弁でした。

公務員、職員が削減されており、仕事は減っていないと思うがという質問に対して、職員数は合併当時より減っているが、連携をとりながら今後進めていきますとの答弁でした。

それから、学校評議員の定員を10名から5名以内とするが、一律とはいかがなものかという質問に対して、外部評価を導入するということと、定員は5名を最大限として委嘱していきたいという答弁でした。

留守家庭の現状はどうかという質問に対して、ニーズがふえているが、部屋が不足しているので職員増で対応していくという答弁でした。

教育講師の報酬増はという質問に対し、学習支援、生活支援による4名増であるという説明でした。

それから、要保護児童地域対策協議会とは何かと、また敬老祝賀会での茶菓子等がなしということであるが、市だけで決めたのかという質問に対しまして、児童虐待防止連絡協議会の名称変更である。また、敬老祝賀会については、今後よく検討して実施をしていきたいという答弁でした。

モレラ岐阜関係で働くお母さんのために延長保育の対応についての質問について、今現在そのような相談は受けてはおりませんがという答弁でした。また、市長から、モレラ岐阜に対して子育て支援について対応していただくようにという話をしたというお答えでした。

地球温暖化対策実行計画策定委託料について、国・県で取り組んでいるので職員でできないのかという質問に対して、そのとおりでありますので今後は御協力をお願いしますという答弁をいただきました。

火葬場について、実施計画の中へ盛り込む予定はないかという質問に対しまして、5年の計画の中には入っていないが、10年の計画の中には入っておりますと。問題は場所であるという答弁でした。また、市長から、火葬場、あるいは斎場など、特に斎場に利用があるかという点が大切であり、今後も大切な検討課題でありますと。根尾地域と平たん地域との問題もあり、今後、十分協議を進めていきたいという旨の答弁がありました。

空き容器回収機管理業務委託料が高額ではないかという質問に対して、機械に伴うリース料、

回収料、保守点検料等が含まれているという答弁でした。今後は、リース期限の終了後をめぐりとして検討をしていくという答弁でした。

少子化対策として不妊治療を予算化しているが、中絶者も多い中でその対策はどのように考えるかという質問に対し、青年健診、学校保健等の中で取り組んでいきたいという旨の答弁でした。

以上、主な質疑内容について御報告を申し上げます。以上です。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員長 中村重光君。

○産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算のうち、産業建設部、上下水道部、林政部及び根尾総合支所に属する予算について、服部産業建設部長、藤原林政部長から主要なものについてと工事についての補足説明を受けました。

各委員より7点ほどの質問がありましたので、御報告を申し上げます。

商工会振興補助金で本巢市になってから余った分について返還している理由を説明してほしいとの質問に、服部部長から、事業費に基づいて定率を掛け算定しているの、旧真正町と本巢市の補助金交付要綱の違いであるとの御答弁でございました。

2点目、側溝清掃費は昨年より減となっている。また、柿の里の電気料金が多く、それに対し、ぬくもりの里の電気料金が少ないとの質問に、服部部長から、側溝清掃は、毎年、実施箇所が違います。清掃と除草の予算項目を分けているので、総体では前年度と同じである。また、電気料についても昨年と同様であり、特に理由はないという御答弁でありました。

3点目、柿の里の見直しについての質問に、山田農政課長から、陶芸教室、炭焼き体験、アユのつかみ取り体験は中止いたしました。植物等も撤去、柿の管理も委託、遊歩道の見直し等、経費節減を図っているとの説明。また、服部部長から御答弁があり、ただ削減するのではなく、多くの市民の方々に利用していただけるようにしたいとの御答弁でありました。

4点目、学校給食の米飯についての質問に、服部部長から、地元の米 710表を予定しておく。予算は 119万円計上しておくとの御回答でございました。

5点目、揖斐川の砂防に比べ根尾地区の砂防事業は少ないのではないかと委員の質問に、藤原林政部長から、事業を推進しなければならないが、土地所有者の関係もあり、現実には進んでいないとの説明がありました。市長から、揖斐川町は面積が多いので事業数も多い。決して根尾地区が少ないわけではない。今後、越美砂防との連携をとって進めてまいりたいという御答弁でございました。

6点目、除雪費の中で除雪地域の見直しをしてほしいとの質問に、服部部長から、積雪量が地域によって違います。旧町村から引き継いだ方法の優先順位で除雪しておく。今後、地域の方と協議をして、見直すところは見直していきたいという御答弁でございました。

最後に7点目、入札時の前払い金は支払っているのかとの質問に、溝口参与から、現在は前払

い金は払っていない。出来高払いである。

以上、委員会での審査内容でございました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

以上で各常任委員会の審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、お手元に配付のとおり、歳入歳出事項別明細書の予算科目の款別、またページ別に行います。

最初に、歳入の16ページ、市税から23ページ、使用料及び手数料までについて、質疑はありますか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1点だけお伺いしておきますが、18ページに所得譲与税がありまして、17年度と比べて1億3,500万円ふえています。これは三位一体改革に絡む収入であります。ここには所得譲与税の収入が出てきますけれども、全体として三位一体改革による市への影響はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

三位一体改革の中で国庫補助負担金につきましては、これは第1次改革ということで、16年度、17年度、18年度、3カ年をまとめた部分では減額になるというのは、例えば児童保護負担金とか、児童扶養手当等を含めると、3カ年で大体3億8,600万ほど減になるということでもあります。税源移譲に伴う手当ということで、所得譲与税につきましては、16年度、17年度、18年度、3カ年トータルしますと4億2,900万円ほどになりまして、これを差し引きいたしますと4,300万ほど増額になっているということでもあります。反面、地方交付税の改革の中で15年度と比較いたしますと、16年度、17年度につきましてはそれぞれ9,200万、8,400万という減額になっているということでもあります。18年度の交付税につきましては、まだこれからの算定でございますので推定額が出ておりませんが、予算的には抑えた金額ということで、前年度同様23億4,000万ほど計上させていただいております。現時点で三位一体改革の影響につきましては、交付税がどれだけ減るかということで、その状況を見きわめないとまだ判断できないということでもあります。

なお、19年度以降につきましては、今後、税制改正の中で住民税が一律10%といった税率改正が行われますので、そういったことも今後見きわめていきたいということを考えております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

次に、歳入の24ページ、国庫支出金から38ページ、市債までについて質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

37ページのモレラにかかわってくる道路改良事業負担金のことで一つお伺いをしたいと思うんですが、オープンまであと1ヵ月ちょっとという形になってまいりましたけど、20日だったと思うんですが、時間的にはちょっと定かではありませんが、夕方、303号線の交差点のところで県の方とか市長もお見えになったみたいで、たまたま遭遇して、道路の環境をずうっと見ておられたような気がするんですね。そういった中で、改めてここの予算の中で考慮していくような話その場が出たのかどうか、その点について、結果だけお示ししていただければありがたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長。

○市長（内藤正行君）

先日、立ち会いをしましたのは、県の道路関係者、県庁も含めてですね。それから、県警、北方署本署の交通関係者。それで、モレラ岐阜の開設に伴います道路標識、あるいは道路信号等々につきまして現場調査をさせていただきました。最終的にはまだ2回ばかり行うことになっておりますが、差し当たって市費を支出するという部分については恐らくないんじゃないかと。警察の方の公安の交通信号といった点が、かなり早急にやるべきところはやらないかんという形で進められるということでございます。303と西部縦貫連絡道路との交差点につきましては、どうしても17年度では無理ということで、18年度の一番に整備したいと。これは自動遠隔制御の信号機にするということで、県庁の県警本部で渋滞状況を見ながら、南北・東西の通行の秒数を調節していくという高度な信号機になるんですが、そういったものをつけるには、慌ててもらいと、どこかで回収した信号機をつけることになるので、将来のためにはそういったことはいけないんじゃないかということで、ちゃんとした信号機をつける。どうもそうした場合には、今から設計にかかっていくわけですので、採択をし、設計にかかって工事を行っていくということになりますと、早くても夏ごろになりそうだということでございました。

そのほか、ずうっと各地域の拠点を回りまして、モレラ岐阜に対する交通整理員といますか、そういったものの配置、どこに置くのかというようなこともあわせて、会社の方も立ち合わせて現地で調査をしたということでございます。

最終結論はまだ先になるんですが、あと2回ばかり協議を重ねていくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

ここでも1点お伺いします。

29ページのまちづくり交付金についてですが、聞き間違いでしたら訂正していただきたいと思いますが、これは説明の中で40%の補助で5年間で34億円ぐらい予定しているというような話があったと思いますが、そこで国土交通省のまちづくり交付金要綱を見ておきますと、市町村の都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるというのがまちづくり交付金というふうに言われています。今回、18年度の予算でどういうものに当てはめていくかということで出されておりますけれども、この交付金の要綱に見る都市再生整備計画全体像というのはつくった上で今回の予算の事業計画が出てきているのか、あるいはこういったものの積み重ねで、今後、全体的な計画がなされていくのか、今後の方向性はどうかということをもっとお伺いしたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

○企画部長（高橋武夫君）

御質問の件でございますが、まちづくり交付金につきましては、今御質問ありましたように、18年度から22年度の5カ年の計画でございますが、5カ年では34億ということでございますが、地域を3地区に分けて、いろいろ諸事業、道路改良事業とか防災無線事業等の事業がありますが、今言われました制度関係につきましてはちょっと精通しておりませんので、その細かい内容についてはお答えができないような状況でございますが、事業等につきましては、18年度につきましては交付金対象事業としては5億7,300万ほどで、その年度によりまして、また事業によりましてその交付金等の率が違ってきますので、とりあえず18年度については約40%の補助ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

あえて今回お伺したのは、18年度については、今言われたように、どういう事業に充てるかということで出されておりますので、それはそれでいいんですけども、5カ年やっていくのに、先ほど言ったように18年度はこれだけの事業に充てると。19年度になったら、新たにこういう事業に充てたいということを積み重ねていけばいいのか、当初に基本的に都市再生整備計画というのをつくって、その中で18年度はこれをやるんだと、19年度はこれをやるだというものを示してから交付金を受けるという形になるのか、もし計画を最初に示してあれば、それも一体5年間の計画がどうなのかということも示していただかないとわからないので、そのあたりの仕組みがどうなのかということですね。補助率の問題については、交付金要綱を見ておっても非常に複雑な計算でよくわからないので、18年度は40%ぐらいということで、それは結構なんですけれども、仕組みと現在の市としてのまちづくり交付金をどういうふうにご利用しようとしているかという計画があったらお伺い

したいと思います。

○議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

○企画部長（高橋武夫君）

当然この交付金の事業につきましては、5カ年の全体計画を立てまして作成して、認可をいただいております。それで、18年度分は幾らとか、年度別に順次進めていくと。全体計画としては出ておるといふことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

5年間で34億円と言われているんですから、大抵あるはずなんですね。だからそれを、今でなくても結構です。終わってからでも結構ですけれども、示していただきたいということだけ申し上げておきます。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいまの鵜飼議員の御質問関連でございますが、当然5カ年の計画を示さないと国の採択が受けられなかったということで急遽示しました。この事業についての話を聞いたのが、もう新年度予算編成の直前でございましたので、急いでつくらせてもらいました。その基本にありますのは、今度整備いたしました総合計画の中に、あるいは合併建設計画の中にある諸事業を盛り込んでおります。今後におきましては、これらの事業につきまして、場合によっては必要なものを定めてくる場合には変更も可能ということでございますので、その点も含めお含みをいただきたいと、このように思っております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

次に歳出の39ページ、議会費から54ページ、総務費までについて、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

2点お伺いしたいと思います。

まず1点目、これはこの18年度当初予算 145億円という予算を組まれましたけど、全体として数字をちょっと教えていただきたいと思います。経常収支比率、また公債費比率、財政力指数、その3点の数字を教えていただきたいと思います。

次に2点目、先ほど総務委員長からコンビニでの収納の委員会での話を伺いました。市内18カ所のコンビニで試験的に軽自動車税の納税を受け付けるというか、コンビニでも使えるというようなことでありましたけど、納税者、市民がコンビニへ気楽に行って、気楽に税を払っていただくというその趣旨は十分わかりますし、利便性を図るということで十分理解できますが、反面、コンビニは学生のアルバイトとか主婦のパートさんもレジで担当してみえるという状況であることから、税を納めてもらうには、納税者として安心して税が納められるのか。利便性はわかりますけど、安心して果たしてこれが本当に税を納めたというふうになるのか、そのようなことをどのように検討されようとしておられるのかをお尋ねします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

まず、1点目の財政指数と申しますか、3点ほど御質問ありました。財政力指数につきましては0.69ということになっております。経常収支比率につきましては85.9%、公債費比率につきましては14.9%といった状況でございます。

2点目のコンビニ収納についての御質問でございます。

現在、市税などを初めとした公金につきましては、収入役、あるいは指定金融機関、収納代理の一定の金融機関でしか収納ができないということになっておりますが、地方自治法の改正によりまして、その金融機関以外でも納付ができるということになりました。その中で今回のコンビニというのが拡大されたということでもあります。今後、市民が納められた税金につきまして、市の方へ確実に入金されるかということにつきましては、当然、コンビニの本部とか、それを扱う収納の代行会社とか本巢市と3者で委託契約といったものを交わす必要が出てまいります。その契約の中でこういった収納金に対する保証といったことも、当然、項目として上げていかなければならないということでもあります。しかし、現在も国の社会保険庁で取り扱っております国民年金の保険料につきましては、もう既にコンビニ納付の制度を行っておられまして、そういった例もございますので、そういった国民年金の保険料の納付の実態と申しますか、そういった手続的なことも十分考えまして、今後そういったコンビニ納付に取り組んでいきたいということを考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

最初の数字3点をお聞きしましたけど、市長にちょっとお伺いしますが、公債費比率14.9%、我々議員になってから、大体、公債費比率15%ぐらいまでが正常というか、理想という話も聞いております。財政力指数についてはついて回ってくる数字ですからとやかくはできませんけど、もう1点、経常収支比率85.9%、約残り14%しかいろんな事業に充てられないということになってきておるわけですね。市長も前から何とか80%を切りたいというようなことを時折言っておみえになり

ますけど、前よりも数字が上がってきておるように思えるのですけど、その辺、市長としてはどのような見解を持ってみえるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

経常収支比率は低い方がいいということですね、行政運営としては、85.9というのは、おっしゃるように一般的にはちょっと高いパーセンテージでございまして、それと申しますのは、議員の皆様方も議論していただいておりますが、要するに経常経費が多くかかっているということでございます。ですから、行政改革大綱に基づきまして、今後、十分改革をしまいらなきやいかんのじゃないかと、このように思っていますし、一方では税込増を図って、歳入の確保をしていくという形で取り組んでまいらなきやいかんと、このように思っております。そういった結果から財政力指数が出ているわけですが、幸い本市の場合は、先ほど全協でもありましたけれども、根尾地域の税込が発電所の関係で高いということで、各21市の中で中位の財政力ということでございます。今度、商業開発とか、あるいは工場の導入等によりまして、就労者をふやす、あるいは固定資産税等を確保していくということで、歳入と歳出の均衡を保っていかなきやいかんと、このように思っております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

46ページの総務管理費の負担金及び補助のところの樽見鉄道の運営維持費補助金が4,400万ほど上げられております。ことしの大雪のときに、市長は市民の足の確保のために行政バスを出されました。私は本当に敬意を表しておる次第です。樽見鉄道が不通になったために大英断をされたというふうに思っております。それで、企画部長にお伺いをしたいんですが、本来、公共交通機関が不通になった場合には、その公共交通機関の方が代替の交通機関を運用するのが本来の姿だろうと私は認識を实はしておるわけです。たまたまことしは大雪だったから長期間に及んだんだということは理解はします。ですが、こういったことを考えたときに、樽見鉄道の今後の対応は一体どうなのか。その都度その都度、本巢市の行政バスを運行して市民の足の確保をやっていくと、これも私はやぶさかではないし、必要なことならやっていくべきだろうというふうに思いますが、樽見鉄道そのものに対してどういった形で意見を申し上げていこうと考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

○企画部長（高橋武夫君）

今の御質問の件でございますが、豪雪によりまして運休したのが12月29日から1月9日までの12

日間という非常に長い間でございます。この間は行政バス等で無料で1日3往復、朝昼晩とやったわけですが、これに対します経費関係につきましては、行政バスでございますので運転手さんの賃金とか、また燃料代等がかかっております。これを合計しますと約18万円ほどの経費がかかりました。これにつきましては、御存じのように樽見鉄道につきましては、沿線自治体で補助して現在運営をしているというような状況でございます。また、市長さんの英断ということをおっしゃいましたが、本当に英断を下していただきまして、市民の方の足の確保ということでお願いしたわけですが、これについて樽見鉄道に対してどうこうということでございますが、いずれにいたしましても、樽見鉄道についても赤字経常損失を出しているような団体でございます。これに対して補助しておるという関係もございまして、そうした関係者の方が神海以北の人ということでございますので、早急に除雪したいということで今回こういうふうに行ったわけですが、こういうことについてはしよっちゅうはないと思いますが、今後またこういうことがあれば、その時点でいろいろ検討がされるというふうを考えております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

樽見鉄道について認識を新たにさせていただくことだけは伝えておいてほしいということだけなんです。ということは、本巣市へ頼めば何でもという形ではなくて、それぞれの責任の分野というものを明確にしておいていった方がいいんじゃないかということをおっしゃるので、企画部長、ことしの4月で定年ということで、最後でそんな嫌なお話をさせていただくのは私も心苦しいんですけども、最後の御奉公ということも含めて対応していただければありがたいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。一応それだけですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

企画部長 高橋武夫君。

○企画部長（高橋武夫君）

最後ということでございますので、十分御意見を尊重しまして、早速また樽見鉄道の方へも今の御意見につきましては伝えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

今おっしゃるのは、本旨でございますね。私もそう思うんです、当然。だけど、樽見鉄道の状況等もありますし、最終的には議論ばかりしておるわけにもいかんもので、即対応をさせてもらったんですが、本当は揖斐川町と連携して、御存じのように新線基金がありますので、これを使えばいいというふうに思ったんです。高科の駅へ回れんかということで検討しましたら、高科の駅の方はほとんど除雪が、バスの通れるだけの幅がなかったもんですから、どうしても回るわけにはい

かなんだわけです。ですから、これも使いようがないということで、本巢市だけの部分になったものですから本市の予算面でさせていただくということにさせていただきました。本当にこれはもともと樽見鉄道が即対応をするべきことですし、そしてまた新線基金というのはこういう雪のためにつくってあるわけですので、両市町にかかわる形にならなかったということで御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑がないようですので、暫時休憩をします。

54ページから午後から始めますのでお願いします。1時15分まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

次に歳出の54ページ、民生費から77ページ衛生費までについて、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

民生費1点と衛生費1点、お尋ねをしたいと思います。

64ページの介護サービス事業費が廃目になったということで、介護サービス事業を社会福祉協議会へ完全に移管されたということで、そのことは理解をしております。先ほど、議案第18号においてデイサービス事業が根尾、糸貫が20から15人と人数を減らしてきたと、このように介護サービス事業を完全に社協へ移管されたということで、この流れを見ておると自分で思うわけですが、このような介護サービス事業を民間へ誘導してみえるのではないかというふうに思うわけですが、考え過ぎかどうかわかりませんが、今、盛んに官から民へというふうに言われておりますし、いろんな事業を公でつくって民で経営してもらおうという流れもあるということで、このような介護サービス事業もそのようなことで民へ誘導されようとしておるのかどうか、その点を一つお伺いしたいと思います。

次、衛生費の75ページほど、この辺に塵芥処理費があるわけですが、ストックヤードのことですが、16年度に真正・根尾のストックヤードが完成し、17年度、本巢のストックヤードをつくられたということで、あと糸貫がまだ残っておるわけですが、ここの予算書を見ても全然その記載もないということで、モレラ岐阜の北側の2万坪、西角で一つ残して糸貫地域のストックヤードをというふうに当初は考えられておられたわけですが、予算書に上がっていないということは、糸貫の南部地域は真正の方へ、また北部の方は本巢のストックヤードへと、そのように変えられた

のかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。以上、2点です。

○議長（上谷政明君）

1点目について、健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

大西議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

介護サービス事業が社協直営となったことについて、官から民の方へ移行といった考え方があるんではなかろうかという御心配での御質問だと思いますが、社会福祉協議会そのものは、社会福祉法の109条にも定めてありますように、一つの行政体、または二つにまたがって一つ設置しなきゃいかんという規定がございます。特に社会福祉協議会が一般福祉法人と違うのは、地域福祉の増進を図ることを目的としておるといったところが一般の福祉法人と違ってるところでございます。そういった意味におきましては、当然、今、社会福祉協議会の方でも介護保険だけじゃなしに一般福祉の方も事業委託をさせていただいてやっておりますし、また社会福祉協議会の方も自主事業を展開しているところでございます。このたび介護保険サービス事業を直営にしたということでございますが、これは御承知のように、今までは介護保険の事業を市が受けまして、それを社会福祉協議会へ事業委託をしていたという格好になっておりますが、昨年9月の決算議会の折にも収支の質問がございまして、確かに介護保険事業につきましては収益事業という考え方が強いわけございまして、持ち出しがあるというのは事実でございます。そんな中で社協さんとも話をさせていただきまして、社協さんも収入も入れていただいて、また支出も出していただく、できる限り採算面についても理解をしていただき、合理的な運営をしていただくといった観点から、社協さんへ直営ということをお願いをしたわけでございます。

また状況でございますけれども、社協の直営でやっているところが、先般、県の社会福祉協議会へ聞きましたら、ほとんどがそういった形態でやっております。そういった意味で介護サービス事業を移行したわけでございまして、当然、社会福祉協議会の業務については福祉の推進ということでございますので、今後そういったものを民へ移行すると。そちらの方に傾いて考えて方向をとっていくといった考え方はございませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

2点目について、市民環境部長 島田克廣君。

○市民環境部長（島田克廣君）

お答えします。

ストックヤードの件でございますけれども、御承知のように今年度、17年度、真正地域、そして根尾地域でストックヤードを完成したわけでございますけれども、糸貫地域につきましてはモレラ岐阜の北側で考えておりましたけれども、御承知のように、耐震という観点から取り壊すこととなりました。したがって、18年度におきましては、本巢地域が完成、オープンを予定しております。6月からオープンを予定しておりますが、糸貫地域につきましては従来どおりのステーション方式

と並行しながら、真正地域、あるいは本巢地域へも搬入できる体制といたしました。真正地域においては月2回でありましたけれども、1回ふやしまして今回の予算に計上させていただいておりますし、本巢地域におきましては2カ月に3回を今までやってきておりましたけれども、2カ月に換算しますと4回、月2回ということで6月からオープンを予定しております。したがって、糸貫地域については、従来どおりのステーションへも出せるし、どちらのストックヤードへも搬入できるという体制で18年度は行きます、その中で将来はどうあるべきかを見きわめていきたいというふうに考えております。先般の今月3日は本巢地域の廃棄物減量等の推進委員会を開催いたしまして、その辺の御説明も申し上げ、また糸貫地域につきましては16日に廃棄物減量等推進委員会を開催いたしまして、ストックヤードへも搬入できるということを周知していただくようお願いをしたところでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、次へ行きます。歳出の77ページ、労働費から99ページ、消防費までについて、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

91ページの除雪の委託料に関連してお聞きしたいと思います。今年度の豪雪につきましては、るる諸会議等でもいろんな御意見やら考え方のお話がありましたし、根尾の地区におきましては大きな被害が出たところでございます。そういう背景を十分に勘案していただいて今年度の予算を計上していただいたことに関しては、大変な苦労があったんじゃないかと思っております。

しかしながら、この豪雪のことで先般も委員会で御説明ございましたように、朝から電話が鳴りっ放しであったと。あるいは、市長さんからはもう少し人間教育の必要もないだろうかというような御意見が出ましたのも、率直な御意見だと存じております。その間、市民と行政との間、あるいは市民間においても、この豪雪の問題で非常に感情的であったり、トラブルがあったのは事実でございます。この豪雪のことで、先ほど言いましたいろんな感情なり、問題なり、課題がまだ温かいうちに、先ほど委員会の報告にもございましたように、きちんとした基準を明確にさせていただいて、さらに早く、市民といっても自治会長さんでしょうか、自治会長さんに明示をしていただくと。そういうことをぜひお願いしたいということと、もう一つは、業者間でもいろいろ除雪のあり方については違っていたようでございます。これはもちろん道路事情であったり、地域のいろんな地形の問題があったり、それはわかりますが、この際ですので、それじゃあ来年の業者はどこだと言われると、これはまた入札制度をとっておられるんだと思いますのでわかりかねますが、該当する業者でそういう指導をきちんとまたしていただきたい。この二つをぜひお願いしたいと思いますので、くどいようではございますけれども、早急に基本的な考え方を明示していただきたい。なぜならば、

今回の総合計画、基本計画、実施計画も含めまして、この計画をいかに市民の足元へ届けて理解をしてもらわないといけないことだと思うんですね。ですが、この豪雪の問題でいつまでもいつまでも考え方や意見の違いがくすぶっておりますと、このことがなかなかスムーズにいかないと思いますので、この豪雪の大問題を一つの考え方として、ぜひ市民と行政の間の修復といいましょうか、見直しといいましょうか、そういうことも含めて、豪雪が毎年あるわけではございませんけれども、これをきっかけにして新しく前へ進んでいただくためには、先ほど来言っております除雪に関する基本的なルールも含めまして、基本的な考え方をぜひ早急に作成して明示をしていただきたいと思いますので、その点の早急的な考え方、あるいはどういうふうにごこのことを考えていこうというようなことをお持ちでしたら、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

まず、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

お答えをいたします。

除雪につきましては、事前に除雪会議というものを設けております。それは業者、それから行政側ということで、最初に岐阜建設事務所におきまして国・県道に関する除雪会議がございます。そういう中で、県としては県の基準を設けてきます。それは国・県道の除雪に関してでございます。その折に、除雪に対する単価決定もそこでされるわけでございます。それを受けて、本市においても除雪会議を行いまして除雪に対応していくということで、基準を持って対応しております。先ほど御質問の中にごございましたように、合併前の各町村の基準もございましたけれども、それは統一いたしまして、本巣市としての基準、例えば積雪10センチ以上になった場合の作業の開始、これは統一させていただきました。あと除雪する道路の指定でございますけれども、最初に通学路を優先する。また、通園バス、もとバス、その次に幹線道路といったように、図面に表示しまして、それをもって除雪を行っておるわけでございます。

自治会との話し合いがいまいちどなされていないということでございますので、来期に向けては事前にそういった形を取って、自治会との連絡も図ってまいりたいと思っております。

また、業者の指導につきましても、先ほど申し上げましたような除雪会議の中でその点についても打ち合わせをし、指導をしてまいりたいというふうにご考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

市長。

○市長（内藤正行君）

除雪に関連しまして、市民の一体感の醸成と申しますか、そういうことにつきましての御発言がございました。私、行政報告でも申し上げましたが、今回の豪雪、これは60年に1回というようなことでございますので、平生は考えられないんですが、特別だということで、特に山間地域の除雪について、業者の方も平たん地の業者の方が根尾へ行かれて、独居なんかの高齢者世帯の雪おろし

もしていただきましたし、道路の除雪もやっていただいたと思うんですが、一番反応が強かったのが市職員が市施設の除雪を行ったと。一般職員50名ほど、それから私もここに、中におります全員が出まして、本巢地域、根尾地域の公共施設の除雪を行ったんですが、ああいう姿を見ていて、これは自治会としても市ばかりにいろいろ注文をつけてはいかんと、自分たちで地域のことはやっていかないと、こういうことを私にこの市役所までおいでになって話された自治会長さんもいらっしゃるわけであったわけですが、そういうふうにとめてもらえたということですね。委員会のときにも申しましたが、中には自分の屋根の雪が道路に落ちたんで、よけに来いと、積雪量が多いもんですから1回でよけられない。そのよけた分がどうしても民家の方へ行った分については、家からの出口をあけられた。その後もう一回除雪したので、またそこにもあった。それを除雪に来いとというような風潮もあったんですが、自治会長さんにそういうふうにもいいふうにも受けとめていただきましたわけですので、そういったことを糧にして、市民と行政機関のあり方といいますか、つながりを強めてまいりたいと。やはり一番困ったときに助ける。それは、まず市の職員が率先してやるのが大事だということで対応してまいったんですが、今後ともそういうことを念頭に置きながら、市民の皆様との意志疎通を十分図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

市長さんに先に御答弁いただいてしまったんですが、実は今回も途中から、途中からというふうにしかり私のところには情報は伝わってこなかったんですが、そういうふうにしてきたということと、職員のそういうボランティアが新聞等々で報道された、そういうことを含めて地域が自分たちでやることはやらなきゃいけないとか、一緒に汗を流そうというふうに進んだのは確かでございますので、そういう意味でもまず市の基準をきちっと出しておいていただいて、おいおいあろうかと思いますが、それを早く出していただければ、自分たちも、去年あるときにはあであったということをもた思い出しながら、行政への協力態勢ができてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺の基準は基準で明確にさせていただくことを再度お願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

2点ですが、一つは、80ページに農地保有合理化推進事業がございます。これまでは流動化助成金という形で補助金を出してまいりましたが、これが今回、事業が変わるということで、特に認定

農業者等を対象に補助事業が進められていくということになります。農業のこうした制度というのはたびたび変更があり、十分熟知していないところもありますので、これまでと一体どういうふうに変わっていき、農家の受けとめ方といますか、農家の対応の状況はどう変わってきているのか、そのあたりについての状況を教えていただきたいというのが第1点であります。

第2点は、99ページ、消防費の中で国民保護計画の委託料がございます。先ほど申し上げたように、国民保護計画そのものについて反対ではありますけれども、いずれにしてもこの保護計画がつくられていくという前提に立って、二、三伺いたいと思っています。

この保護計画というのは、基本的には国の方からマニュアルが示されてきて、それに基づいてつくられていくことになるだろうというふうに思っています。この保護計画については、議会との関係でいえば、基本的にはつくってしまってから、作りましたよという報告をすればいいというふうになっています。そこで、問題だというふうに考えておりますのは、成果品が出てから、議会や、あるいは住民に示されるのではなくて、本当に議会、住民の声を反映させていく、そういう計画にする必要があるだろうというふうに思います。そのためには、中間でいろんな意見を集約する、あるいは意見をチョイスする、そういう機会を設けていく必要があるというふうに思っています。その点についてのお考えがどうなのかということが第1点であります。

もう1点は、これも最初に申し上げたように、自主防災組織とか、ボランティア組織とか、いろんな団体をこの体制の中に組み込んでいこうというのが国のねらいであります。けれども、それぞれ自主的に活動している組織や団体が、自分たちの思いと違った形でこうしたところに組み込まれていくことについては、またそれなりの抵抗があるだろうというふうに思います。そのあたりについては、今の段階でどのようにお考えなのか、考えがありましたら結構でありますけれども、伺いたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目について、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

1点目にお答えいたします。

農地流動化助成事業につきましては、国が示しております経営所得安定対策等大綱の中に、担い手に対する施策、品目横断的安定対策の創設というものがございまして、総括した所得保障というものでございます。19年度から始まりますそういった制度に対して、本市でも流動化助成事業というようなことで新たにそういった制度を持っていきたいということで、これの主体となるのはJAでございます。JAが主体になって、農家から申し出があったものを認定農業者において耕作していただくと。小作料の10アール当たり5,000円、これに対して10%の各農家及び認定農業者の補てんという事業でございます。

認定農業者だけでこういうものがなされるかということでございますが、まずねらいは効率的な農業経営というものをねらいとしております。そういった中で、現在、本巢市で約50ヘクタールの申し込みがございまして、今後、認定農業者において耕作していただくと。また、それ以外にも

作業委託の事業についてもここの中で行っていくということで、農事改良組合長会議等でこの事業に対する説明を行い、現在進めているところであります。

なお、担い手の育成についても、今後は市として行っていかなくてはならないというふうにしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目について、総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

午前中の議案第2号で本巢市の国民保護協議会条例について御承認、御議決をいただきました。この保護協議会で御質問の国民保護計画につきまして審議・審査していただくのが一番大きな役割ということでもあります。それで、国民保護計画につきましては、国の方からモデル的な計画が示されます。それに基づきまして、県知事と協議しろということになっております。そういった協議をする中で、市といたしましては、当然、議会に対して説明、あるいはこの保護計画の経過報告をいたしまして、御意見をいただくということになります。中間で報告をとったことでの御質問ですが、当然そういったことも考えていきたいと思っております。この国民保護計画を作成する中で、国民保護協議会の委員さんとも十分御協議しながら、今後、計画を作成していきたいと思っております。

あと自主防災組織、あるいはボランティア団体等に対する規定ということでございますが、これらにつきましても、当然、国民保護計画の作成の中でうたっていかなければならないという項目で、重要な項目でございます。ボランティア活動、自主防災組織に対する支援等についての対応ということも、先ほど申し上げましたように、この中に盛り込む予定をしておりますので、どのような内容になるかということにつきましては、また今後の計画の策定の中で十分協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

今の鵜飼議員が御質問された80ページの補助金、71の農地保有合理化推進事業の補助金と、それからそれ以降に書いてあります水田農業のいろいろな絡みの中でお伺いをしていきたいと思えます。

実は18年度産の作付面積が発表されまして、各改良組合で取りまとめをそれぞれ行われている状況の中で、かなり作付面積が減少をしてきています。その理由は、一つは米の豊作による増、もう一つは反当たりの収穫量の見直し、そのことによって10%近くの作付面積の減になって報告され、取りまとめが各地で行われています。その中で、担い手農家、あるいは法人化されている特定の農業法人、新しく言うには特定農業団体という形なんでしょうけれども、そういった方たちの受けの制度については従来どおり行われているのもあるんですが、ここ2年ほど水田の作付面積を減ら

してきている、いわゆる今まで農政を支えてきた兼業農家の方たちのことについては、かなり厳しい形での施策になってきています。これは国そのものがそういう形になってきていますので、何とも申し上げられないところがあります。でも、その方たちが用水・排水の整備をしていくことによって実は農地の保全が行われてきたんです。担い手の方たち、あるいは集団営農、あるいは特定農業法人の方たちが、じゃあそれにかわって広大な農地の用排水の管理が本当にできていくのかということも、実は大きな課題となっていると私は思います。国の施策の中では、その部分を地域にお願いするというような形の施策が実は出ております。でも、現実論といたしまして、じゃあそれがこれから機能していく場合には非常に難しい部分があるだろうと。そういった部分については、十分これから検討をしつつお願いをしたい。現実的に糸貫地域では、8反以上の方たちに流動化助成金というのは支払ってきておりました。今回は認定農業者という形ですと、4ヘクタール以上の耕作者という形に限定されてまいります。現実、私のところにも、8反以上の生産をしていて流動化助成金を受けていた方たちが、もう耕作できないのでお願いをしたいという形で、助成金を受けられることも含めてですけれども、農地の合理化の相談が来ております。でも、そういう方たちが実は今まで農政を支えてきて、減反制度も守ってきながら農業を自分たちで守ってきた人たちなんです。その部分が切り捨てられていくような制度ということは、私はあまり理解できない部分があるんです。そういうことについては、今後、十分検討していただきたいというのがあります。

もう1点、今回どうしても何とかお願いしたいのは、流動化をしていく場合に、実は3月31日までの流動化の賃貸契約の形になっています。御承知のとおり、今、農地というのは4月1日以降に作付の計画をすると、今言いました10%の転作がふえた段階ですと、その間に流動化で自分が請け負った場合に作付内容が大きく変わってまいります。そうすると、もう少し早い時期にこの流動化の締め切り日を設けていただく中で作付面積を考えていく必要があるのではないかと思います。ということは、秋に麦の作付が行われます。この期限がその4月に行われると、もう麦が作付されておいた場合には、更新の場合には自動的にどうなるのかという形になってくるのがありますので、できればこの合理化の推進事業を行われるのであれば、秋のうちに次年度の合理化推進の契約が結ばれるように、できれば12月31日を期限としてやられていく方向が、今の農業政策の中でこの流動化を行っていく場合に必要ではないかというふうに感じています。いろいろな部分で今まで支えてきた人たちが、農地を合理化の関係でほかの方に耕作をお願いしていく件数がふえてくるだろうと。それと同時に、農地を保全していくという仕事もふえてくるだろうと。一つずつ整理していく中で、まず合理化の期限だけでも検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

合理化事業につきましては、新たに今年度から始めるわけでございます。今の申し込み期限につきましては、JAともよく連携をとりながら、できる限り早い時期に皆様に周知できるように努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

次へ移ります。歳出の 100ページ、教育費から 130ページ、予備費までについて、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

110ページの節の19. 負担金、補助及び交付金の教育活動費の、中学校でいいますと99万でございますが、これは卒業記念のアルバムの補助金だと思んですが、この部分につきまして、例えば例を申し上げますと、根尾中学校はことし14名の卒業で、アルバム代が約2万 6,500円かかっているわけでございます。これが 100人単位の卒業規模の学校であれば1万二、三千円で済むのではないかと私は思うんですが、そうしますと仮に1万 3,000円といたしましても、3,000円補助をいただきまして保護者負担は1万円でございますが、根尾中学校を例にとりますと、3,000円いただいて2万 3,500円の保護者負担があるわけでございます。それで、市長さんがことしの所信表明で申しましたように、少子化対策などに重点を置いた取り組みをされた予算だということで所信を表明されておりますが、そのようなことで、教育長さん、そのようなことを踏まえながら、そういう予算組みがされておるのか、また今後もこのような方法で行かれるのか、1点お伺いしたい。

それから 123ページの節の19、これも負担金、補助です。淡墨浪漫ウオーク実行委員会の補助 288万 6,000円ですね。この補助金が有効に活用をされておるのかと。と申しますのは、市民の健康体力づくりを考えるならば、なるほどそれで結構かと思っておりますが、ことしよりさくらリーグに加盟いたしまして、日本全国に本巢市の淡墨浪漫ウオークというものを発信しておるという中で、また根尾地域におきましても、うすずみ温泉のホテル、またそのほかの宿泊施設におきましてもこの18日は満員で泊まれないというような状況で、非常に地域の活性化にも貢献をしておるわけでございますが、そのような大事なイベントでございます。そうしたものを全国に本巢市を発信するのであれば、マスコミ等にそういう情報をどのような方法で提供されてみえたのか、また今後はどのような提供をもってやっていかれるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

1点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

教育活動補助金についての御質問にお答えさせていただきます。

これは、御質問のとおり、卒業生に対するアルバムの補助ということで補助金を出させていただいております。それで、学校による差異をどのようにとらえているかというような御質問かと思っております。この補助金につきましては、もともとそれぞれの町村で印鑑もしくは辞書、それから賞状

の筒等のようなものを卒業生にお祝いとして交付しておったんですけれども、それを合併すり合わせの中で市として統一した方がいいというようなことから、アルバムということで統一させていただいて、金額を3,000円にしていっていただろうというようなことで決めさせていただいております。そのようなもので考えさせていただいたということがまず第1点でございます。

それから、それぞれの学校でアルバムのつくり方は異なっておると思います。といいますのは、中学校でいいますと1年生から3年生まで、それから小学校でいいますと入学の1年生から6年生まで、それぞれの学年をとらえてアルバムをつくっている場合、いろんな場合があります。そのような形でアルバムのつくり方が大変違うと思いますが、そのような形でつくっている中で保護者負担も違ってきておるということは見受けられると思いますが、そのような中で御指摘のように保護者負担も1万円ぐらいのところから2万円ぐらいの間で異なってきたりしております。そんな中で、市として今まで出してきました金額を下回らないような形で補助をしていくということを前提としてとらえておりますから、そのような形で今現在は出させていただいております。そのようなことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（上谷政明君）

2点目について、教育長。

○教育長（高橋茂徳君）

お答えします。

浪漫ウオークにかかわって一人でも多くの参加者をという思いを市長も再三述べておりますし、具体的な対応をしております。例えば中日新聞に記事として載せていただき、そしてこういう大会がここであるということとか、あるいはことし、さくらリーグに加盟しましたので、それぞれの地に行きまして、そしてこういうふうでやるんだということで500枚、700枚という形でそれぞれのところで配布をして、皆さんにこういう大会がここであるということを御理解いただいたとか、あるいはまた農機具のパンフレットの冊子ですか、その中にも載せてもらっています。あるいは、市の広報とか、インフォメーションとか、あるいはまた歩こう会の発足をしまして、具体的に啓発を図っている。そして、多くの参加者を募りました。状況は、先ほど市長の報告にあったとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

○8番（道下和茂君）

1点目でございますが、3,000円を限度に考えていきたいということは全然変わらないということでございますし、私が申し上げるのは、3,000円が平等であるのか、今、少子化対策に真剣に取り組まなくてはいけない、また市の予算を見ましても保護者の経済的負担も軽減するような予算措置もされております。だから、アルバムの枚数が多い少ないということは、そんなに学校によって違うような指導をしてみえるのか。アルバムの枚数は私の考えではそんなに変わらないと思うし、

また写真の枚数も変わらないと思うわけなんです、そういったことを考えますと、やはり保護者負担をとらえて平等とするのが私は適切ではないかと思うわけですが、今の1万円から2万円の範囲内で保護者負担が違うということは、やはりそこら辺をいまいちどよく考えて予算を組んでいただきたいと考えます。

それから浪漫ウオークのことですが、なるほど中日新聞は協賛をしております。しかし、私はその新聞を見たときに、本来ならもう少し、桜の女王が来る、また調印式がなされる、植樹祭がなされるとあれば、岐阜新聞も中日新聞もある程度の紙面に掲載されるのが、我々から考えればそう思うわけですね。だから、せっかくこれだけの補助金を組んでいただければ、最少の投資でもっと大きな効果を私は期待したいからあえて申し上げたんです。ぜひとも新年度におきましてはそういう形でやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

アルバムの保護者の負担をできるだけ統一するような方向でという御提案でございますが、そのほかにも保護者の方からいろいろな教材費は負担していただいております。市の教育委員会としましては、できるだけ市内の保護者負担の統一化を図っていくということは前提にしております。そのような観点からも、これからアルバムにおきましてもできるだけ保護者負担が統一的な形になりますように指導していきたいというふうに考えておりますから、よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（上谷政明君）

2点目、教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

全く私たちが議員御指摘のとおりをお願いしていたんです。だから、さくらの女王が知事を訪問した。ところが、知事は上京中でしたので、結果的には副知事と市長が写真を撮っている。だから、そこが写真を撮ってもらったんですから新聞報道される。県の方で、私の方でそれは対応するというのでしたし、こちらもちろんと新聞社には話はしてあるんです、中日新聞の方へ。ところが、結果的に載っていないものですから、大変心苦しく思っているんですけれども、向こうでそういうことは、新聞社の方は全部対応するからということと言われるものですから、余りに差し出がましいことも差し控えました、現時点では。しかし、そういうことは事前に対応しております。岐阜新聞の方は、実は小西記者にもいろいろ話したんですけれども、御案内のように、この浪漫ウオークは中日新聞が後援しているんですね。だから、あの式典のところは新聞社同士の非常に難しい問題もございまして、中日新聞は後援をしておるのに、その事業に対して岐阜新聞がということは難しい現状のようでございます。私も話をしましたら、これはこうだということ言われてしまいました。だから、その辺のところ、市長も話させていただきましたように、来年度どうしたらいいのか、具体的に考えていきたいというふうに考えております。もうそのままいくのか、岐阜新聞に

変えるのか、あるいは両者で何とかならんかと。いずれにしても、議員が願っておってくださる姿を、私どもも全く同じ思いを持っておりますので、善処していきたいというように考えます。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

126ページ、午前中、文教の委員長から給食センターについての委員会で質疑があった内容をお聞きしまして、学校給食センター、下3町を統合していくということで、それは私も理解をさせていただいておりますし、その質疑の内容の中でまだ場所が特定されていないという委員長の報告がありました。事実、私も学校給食センターがどこにできるかということは聞いておりませんでしたので、それは事実そのとおりでなあとということで聞いたわけですが、それにしても126ページに実施設計委託料2,500万が組んであると。場所が特定できないのに実施設計料が組めるのかなあと不思議に思っているわけですが、予算を計上するのに場所が特定できていないのにならば、例えば頭出しで1,000円頭出しをしておいて、場所を特定できて、その場所に合ったような設計をするのが設計でしょうから、あと6月にしろ9月にしろ十分補正で対応できると思うわけですが、なぜこんな当初でこんな2,500万が組まれるのか不思議でなりませんので、その辺の処理の仕方というか、予算のやり方がちょっと私にはわかりませんので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

この給食センターの統合施設の実施設計業務につきましては、第1次総合計画に盛り込ませていただいておりますのでございまして、今回18年度の当初予算に計上させていただきましたのは、まずコンペ等を行いまして進めていきたいというふうに考えております。その中で施設をどのような形で持っていったらいいかというのを決めながら、同時に場所設定もしていきたいというような考えの中で動いております。それで、18年度に実施設計を策定させていただきまして、19年度に事業実施に入れたいかというような計画の中で進めさせていただいております。そんな中で今回この委託料を組ませていただいておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

コンペをかけながら、また場所を並行して決めながらということなんですね。どうもその辺がよ

くわからないわけで、先ほども言いましたけど、場所が特定できなければ、例えばその土地の状況もいろいろあるでしょうし、道路のつけ方もその土地によってさまざまでしょうから、そういうことを踏まえてから設計をやっていくのが筋ではないかなあと思うわけですが、これは私の見解が違っておればそのとおりでしょうけど、どうも合点がいかないわけですが、今までそのような方向でいろんなことをやられておりますかね。大抵は決まっておってからやっておるのが正論というか、そう思うわけですが、それでいいと言われればそれでもいいですけど、もう一回お願いします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

先ほどの御質問にもお答えしましたように、コンペをしまして、基本的な設計のコンセプトをとりまして、どのような施設をどのように並べていったらいいのか、どのように計画をしていったらいいのかという基本設計・実施設計をしていきたいというふうに考えております。それで、今、御指摘いただいております道路とか、出口とか、駐車場とか、そういうものも影響はすると思います。どこの場所に建てるかによって、例えばある施設まで運ぶのに何分かかるといようなことも出てくるといいますから、かかると思いますけれども、同時進行の中で進めさせていただきたい。そういうことも同時に検討させていただきたいというふうに考えております。実施設計の委託につきましては、基本的な施設の実施設計を進めさせていただきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

話としては理解しましたが、自信を持っておられるということで、もう場所はほぼ決められておるのかなあと思ったりして、それだけ自信がある答えをされるということなのかなあと思うわけですが、いずれにしても、もっと我々にもわかるような説明というか、話が先行して、言い方はちょっときついことかもわかりませんが、独断専行みたいなやり方はちょっと乱暴かなあと思うわけです。もうちょっと透明性を出して、こういうふうにしたい、ここの場所でこういうふうにしてやっていきたいと、そういうふうに出していただくのが一番ありがたい話ですけど、答弁は3回目ですのでこれで終わりますけど、その点、今後ともそのようなことを考えられて行っていただきたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

市長。

○市長（内藤正行君）

一言申し上げさせていただきます。いろいろ御心配いただきまして、ありがとうございます。給食センターの整備につきましては、緊急を要することをございまして、19年度には完成したいとい

うこととございます。私どものところは約 5,000食でございまして、これは一番新しい施設をつくられたのが瑞浪市でございまして、5,000食で12億 5,000万かかっています。その2%をとりあえず上げさせてもらいまして、あとコンペ方式をしたりすると時間がある程度かかりますので、当初予算で組ませていただきました。それで、私はモレラの隣の土地ということで前から大分そういう話はしておりましたが、一部議員の方からあそこは使わん方がええんじゃないかという話もありましたので、今からその辺のところを詰めながら進めさせていただきたいと思います。まだそういうことで、そっちの決定につきましても議会の皆様と十分詰めながら進めさせていただきたい。ただ、その進めるに当たっては、差し当たって設計費ぐらいいは出させていたしませんと、土地が決まってもコンペにも出せないということでございますので、こういうふうにして出させていただいたこととございます。モデルは瑞浪市の給食センターということでございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

討論を行います。

18年度予算の大きな特徴の一つは、市長の施政方針にもありましたように、子育て支援策であろうと思っています。特に、医療費の助成を8歳から12歳に拡充するなど積極的な施策で、こうした点については大いに評価をしたいと考えています。そのほかにも評価する部分は多々あるわけがありますが、同時に今回本当に残念なのは、これは国の法律に基づくものとはいえ、憲法の平和条項や国民の基本的権利を侵す内容を持つ国民保護法に係る諸条例、あるいは予算が計上されています。このことについては、私は憲法を擁護するという立場からこれを見過ごすことはできないというふうに申し上げなければなりません。

そのほか、長寿者褒賞条例の改定については、合併してまだ2年の段階でこうした改定がなされていくということについては、朝令暮改という批判も受けざるを得ないのではないかとこのように考えています。

また、職員給与についても、先ほど申し上げたように、実質的に何年か固定化するということになり、問題なしとはしない、言えないという状況であります。

こうした中で、評価すべき点は評価しつつも、憲法上の問題も含めてある中で、本予算に賛成することはできないというふうに考えています。以上、反対討論とします。

○議長（上谷政明君）

原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、鵜飼議員から憲法上のことで大きな反対理由として討論されました。これは我々とは基本的に考え方が全く違うわけでありまして、我々とはとにかく国会議員の皆さんが決められたことが地方においてきて、当然この本巣市の市民の安全・安心ということで、これも必要であるというようなことも考え、このようなことも賛成しておりますし、今、一部賛成されたことで少子化対策等のもので、このことにつきましても、例えば12歳まで無料にされたということ、これも賛成の材料にされましたけど、このことについても我々特に真正から出ておる議員としては、合併協議会のときに8歳に真正がしております、それを合併協議で本巣市は8歳まで無料にしたということで、その流れを受けて、今回また内藤市長の英断で12歳まで引き上げていただいたということで、まことにその点感謝申し上げ、心から敬意を表するものであります。

全体として、限られた財源でうまく予算も組まれたというふうに思っております。まだいろいろ課題はあると思いますけれど、十分に賛成をする要素があるといえますか、賛成をさせていただきたい、そのように思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第40号 平成18年度本巣市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をします。

30分から再開しますので、よろしく願います。

午後2時17分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第26 議案第41号及び日程第27 議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第26、議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてと、日程第27、議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第41号と議案第42号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、島田部長から補足説明を受け、質疑に入りました。

質疑で、今回、入院を一時休止するという中で給食材料費が廃目になっている点についてはどういう理由なのかという質問に対しまして、今年度については本来頭出しをしていくべきであったけれども、それがしていないので御容赦願いたいと。次年度から目を復活するという答弁でした。

議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、質問ありませんでした。

以上、議案第41号、42号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28 議案第43号から日程第31 議案第46号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第28、議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから、日程第31、議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第43号から議案第46号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設常任委員会委員長（中村重光君）

では、議案第43号から46号までの審査報告をさせていただきます。

議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員から、簡易水道の地域はどこかとの質問に、杉山課長から、対象は根尾、本巢地区との御答弁がありました。

続きまして、議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、委員より御質問を受けました。汚泥処理委託料の中でバイオ処理リサイクルについては今後十分検討していただきたいとの質問に、林部長から、真正については汚泥を肥料にするよう進めているとの御答弁がありました。

関連で、内藤市長からは、肥料に使用する場合は分析をして使いたい。公共では産業廃棄物扱いであると、つけ加えて御答弁をいただきました。

議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員より、本巢地区の接続率及び工事期間についての御質問があり、林部長から、全体の接続率は60.8%で、そのうち本巢は72.2%で、工期は平成25年度までとの御答弁がありました。

もう1点、宝珠ハイツにおいて下水に加入したいと話を聞いているが、現状について説明してほしいとの質問に、林部長から、加入していただけるよう組合を通じてお話をしているとの御答弁がございました。

議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算については、委員から、モレラ岐阜の水道使

用はどの程度利用していただけるかとの質問に、杉山課長からは、水道は40ミリで加入、また使用されるのは職員の休憩所のみと聞いているとの御答弁がございました。

以上、議案第43号から議案第46号まで、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32 議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第32、議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第47号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並び

に結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画常任委員会委員長（瀬川治男君）

議題となっております議案第47号 本巣市部設置条例の一部を改正する条例については、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定をいたしておりますので、御報告申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 本巣市部設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33 議案第48号及び日程第34 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第33、議案第48号 本巣市教育センター条例の一部を改正する条例についてと、日程第34、議案第49号 本巣市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第48号と議案第49号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋秀和君。

○文教福祉常任委員会委員長（高橋秀和君）

ただいま議題となっております議案第48号、第49号につきまして、審査結果を御報告いたします。

議案第48号 本巣市教育センター条例の一部を改正する条例については、質問はありませんでした。

議案第49号 本巣市子どもセンター条例の一部を改正する条例についても、質問はありませんでした。

以上、議案第48号、49号は、討論を省略し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第48号 本巣市教育センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 本巣市教育センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第49号 本巣市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号 本巣市子どもセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第35、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、会議規則第 161条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。お手元に配付してありますように、議案第50号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程1と追加日程2として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第50号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1と追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第50号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、議案第50号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第50号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきましては、別表の費用弁償を「1日につき4,000円」から「1日につき2,000円」に改めるものでございます。この議案につきましては、議員の皆様方が諸般の社会情勢、あるいは本市を取り巻く財政状況を勘案されまして御判断を賜りましたことに対しまして、深く敬意を表させていただきながら、御提案するものでございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

追加日程第2、発議第3号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号については、提出者の説明を求めます。

提出者、16番 大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

発議第3号について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります意見書の案を読み上げるのが本旨でございますけれども、要点だけ説明させていただきます。

この進行性化骨筋炎は、現在の日本、世界の医療水準において治療法が確立されていなく、原因が究明されていないのが現状であります。約200万人に1人の発症率です。筋肉などが骨になる症状で、身体障害者1級となり、最後には死に至るという難病です。

よって、国におかれては、進行性化骨筋炎を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成18年第1回本巢市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたりまして大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員